

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 14 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市交際・結婚支援に係る企画運営等業務委託

(2) 業務内容

長崎市交際・結婚支援に係る企画運営等業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 17 日（火）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

16,673,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録がある者であること。
- (3) (2) の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (8) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市企画政策部長崎創生推進室まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 7 年 5 月 29 日（木）まで（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 9 階

長崎市企画政策部長崎創生推進室（電話：095-829-1249）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時 30 分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

5 提案書の提出要請等

公募型プロポーザル参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第 3 号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和 7 年 4 月 30 日（水）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。なお、電話等による照会には応じない。

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時 30 分必着

(3) 質問書送信先

長崎市企画政策部長崎創生推進室

E-mail: sousei@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1262

(4) 質問に対する回答

令和7年5月8日（木）までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時30分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が7者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、7者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が7者を超える場合であっても、市長が7者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング予定日：令和7年6月4日（水）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

- (1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務実績調査書 (様式ウ)	本業務公告日までに完了した業務について評価する。 過去5年間の交際・結婚に関する事業の企画運営業務実績があるか、実績の内容・成果が本業務が想定する規模感等に見合っているかを評価する。 5点: 交際・結婚に関する事業の企画運営業務実績があり、実績の内容・成果が本業務と同規模又はそれ以上の規模である。 3点: 交際・結婚に関する事業の企画運営業務実績があるが、実績の内容が本業務内容より小規模である。 0点: 交際・結婚に関する事業の企画運営業務実績がない。	5
	※実施体制	業務実施体制 (様式エ) (様式工) 全体スケジュール (任意様式)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。(ヒアリング時の質問に対する対応も踏まえて判断) 5点: 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 3点: 担当者の配置や構成が明確であるが、迅速・柔軟に対応できるか不明である(不安がある)。 0点: 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	5
※実施方針等評価	業務理解度	業務の実施方針 (様式ケ)	長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、条件、内容の理解度を評価する。 10点: 長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、条件、内容を十分に理解している。 8点: 長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、条件、内容を概ね理解している。 6点: 長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、条件、内容を基本的に理解している。 4点: 長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、条件、内容のいずれかにおいて理解不足である。 0点: 長崎市の現状を踏まえた本業務の目的、条件、内容のすべてにおいて理解不足である。	10
	実施手順	業務の実施フロー (様式コ又は任意様式)	(1)業務手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、(2)業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に評価する。 5点: (1)、(2)のいずれにも該当する。 3点: (1)又は(2)のうち、どちらかに該当する。 0点: (1)、(2)のうち、どちらにも該当しない。	5
※提案内容評価	セミナー	提案書 (第4号様式及び任意様式)	交際や結婚への後押しや意識の醸成、結婚に向けた個人のスキルアップなど、結婚を望む方の希望の実現につながる内容や規模のセミナーとなっているかを評価する。 15点: 非常に優れている。 12点: 優れている。 9点: 標準的である。 6点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	15
	イベント		マッチングイベントにおいては、マッチング成立につながりやすい規模・内容となっているか、大規模交流会においては、「婚活」要素を抑え、男女が気軽に交流できる規模・内容となっているかを評価する。 15点: 非常に優れている。 12点: 優れている。 9点: 標準的である。 6点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	15
	相談対応		イベント等の参加者からの相談があった場合に関係機関へつなぐ体制や、個別相談会の開催回数等が適切であるか、また、マッチングイベントでマッチングした人のその後の状況把握をする仕組みについて評価する。 5点: 優れている。 3点: 標準的である。 0点: 劣っている。	5
	広報・周知		セミナーやイベントの参加者の募集及び取組み周知のために効果的な媒体・広告量・デザイン等となっているかについて評価する。 15点: 非常に優れている。 12点: 優れている。 9点: 標準的である。 6点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	15
	個別取組み間の連携や相乗効果等		「セミナー」や「イベント」、「相談対応等」の個別取組み間の連携や相乗効果、業務目的達成のための創意工夫などについて評価する。 5点: 優れている。 3点: 標準的である。 0点: 劣っている。	5
参考見積	業務コストの妥当性	参考見積書 (様式オ)	業務規模と大きく乖離がないかを、業務コストの妥当性について評価する。 予算額(16,673,000円)を10点とし、予算額の85%を上限に、提案額が25万円低くなる毎に1点を加算する。 なお、予算額の85%を下回った場合は、0点とする。 【計算式】10点+(予算額(16,673,000円)-提案額)÷250,000円 (最大20点満点、小数第1位を切捨て)	20
合計				100

●「※」の評価項目はヒアリング実施時に審査する。

●提案内容評価については、的確性、実現性、独創性などの視点で評価する。

●合計点が最も高い者が複数いる場合は「提案内容評価」が最も高い者を、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は参考見積額の金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。

●出席委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、当該企画を失格とする。

イ 特定審査委員会の委員名は、次のとおりとする。

	所 属	職 名	氏 名
1 (委員長)	企画政策部	部長	日向 淳一郎
2	企画政策部 都市経営室	室長	中里 昌弘
3	企画政策部 広報広聴課	主幹	宮本 昌明
4	企画政策部 広報広聴課		尾崎 亮介
5	市民生活部 人権男女共同参画室	主事	坂瀬 祥子
6	経済産業部 産業雇用政策課		中野 侑輔
7	こども部 こども政策課		谷口 真央

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年6月10日（火）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所9階

長崎市企画政策部長崎創生推進室

電 話 095-829-1249

FAX 095-829-1262

電子メールアドレス sousei@city.nagasaki.lg.jp